

「静岡商工会議所 暴力追放推進協議会」会則

(名 称)

第 1 条 本会は「静岡商工会議所 暴力追放推進協議会」（以下、「本協議会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、会員及び警察、公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター（以下、「暴迫センター」という）、静岡県弁護士会民事介入暴力対策委員会の緊密な連携により、暴力団等反社会的勢力（以下、「暴力団等」という）を排除して、会員の健全な発展と明るく安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 警察や暴迫センター等関係機関との情報交換及び会員相互の情報共有
- (2) 警察や暴迫センター等関係機関が行う暴力団等排除活動への協力
- (3) 暴力団等の排除に必要な知識、技能の習得
- (4) その他、本協議会の目的達成に必要な事項

(構 成)

第 4 条 本協議会の構成員は、静岡商工会議所会員で本協議会の目的に賛同したものをもって構成する。

(役 員)

第 5 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 7名以内

2 会長は静岡商工会議所会頭をもって充てる。

3 副会長、理事は会長が指名する。

(職 務)

第 6 条 会長は本協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

(任 期)

第 7 条 役員の前任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第 8 条 本協議会に顧問及び参与（以下、「顧問等」という）を置き、顧問等は会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べる。

2 顧問

静岡県警察本部刑事部 組織犯罪対策局 組織犯罪対策課長
静岡県警察本部刑事部 組織犯罪対策局 捜査第四課長
公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター 専務理事
静岡県弁護士会 民事介入暴力対策委員会所属弁護士

3 参与

静岡県警察本部刑事部 組織犯罪対策局 組織犯罪対策課 暴力排除課長補佐

(総 会)

第 9 条 総会は、本協議会の最高決議機関として会長が招集する。

2 総会においては、会長が議長となる。

3 総会の決議は、出席会員の過半数の同意を持って決議する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(役員会)

第 10 条 役員会は、役員が必要と認めたときに随時開催する。

2 役員会は本協議会の運営に関する事項を協議する。

(会 計)

第 11 条 本協議会は、事業の経費に充てるため会費又は負担金を徴収することができる。

2 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 12 条 本協議会の事務を処理するため、事務局を静岡商工会議所に置く。

(補 則)

第 13 条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定めることができる。

附 則

1 この会則は、平成 29 年 6 月 22 日から施行する。